

鎌倉末期以降における「傍輩」の見懲らしについて

On examples of 'Hobai' chastisement from the Kamakura period onwards

下 沢 敦

Atsushi Shimosawa

要約

拙稿「鎌倉期悪党禁令中に現われる「傍輩」の語義の再検討」では、「向後」・「傍輩」の「懲粛」は、「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉に他ならなかったとする見通しを立てておいた。小稿は、十四世紀段階に入った鎌倉時代末期における関連資料の検討を通じて、それを確認しようと試みたものである。小稿において、所期の目的は、概ね達せられたと考える。鎌倉時代の最末期に至ると、専ら武家側の怠慢から、悪党逮捕の実が上がらなくなるに伴い、悪党処罰の実も上がらなくなった結果、「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉の一般予防の効果が著しく低減したが、時代が南北朝期に移り変わっても、悪党が多数残存していたことから、「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉は続行されていた。のみならず、「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉は、悪党が記録上から姿を消したとされる南北朝期後半以後にもなお存続し、十五世紀中葉の室町時代中期に至った所までは確認できた。

キーワード：傍輩の懲粛

目次

- I. 始めに
- II. 鎌倉末期（十四世紀段階）の「傍輩」及び「為向後傍輩」・「為傍輩向後」
- III. 「向後」・「傍輩」の「懲粛」
- IV. 南北朝期以降の「為向後傍輩」及び「向後傍輩之誠」
- V. 終わりに

I. 始めに

拙稿「鎌倉期悪党禁令中に現われる「傍輩」の語義の再検討」⁽¹⁾の議論では、今日にまで残存している資料を取り上げて検討対象とする時期を、鎌倉時代の後期以降、即ち元寇以後、大体十四世紀に入る前後の頃までの三十年程の期間を中心に絞り込んで、資料の検討を試みたが、鎌倉時代後期以降の当該時期においては、悪党人または悪行人への断罪・処罰を請求する多数の文書の中に、「向後傍輩」または「傍輩向後」、或いは、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と言う日本中世独特の表現型が頻出する事実に基づき、当該時期における「傍輩」の語義の再検討を行った。拙稿での結論部分だけを繰り返せば、当該時期に文書や記録などの中で使用されていた「傍輩」の語義には、「悪党仲間」とか、「鎌倉幕府の御家人」などのような特別の限定的な意味合いは別段持たされていなかったと考えられ、「向後傍輩」または「傍輩向後」、或いは、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と言う日本中世独特の表現型は、同僚や同輩や仲間と言った普通の一般的な意味での「傍輩」を〈見懲らし〉にするために、当該悪党人または当該悪行人の処罰を強く求める目的を持って、当該時期の文書や記録の中で盛んに使用されていたと考えられる。⁽²⁾

これに対して、今回の小稿では、前回同様に『鎌倉遺文』を主な拠り所として、前掲拙稿の中では取り上げ切れず、検討対象からは全く除外していた時期、即ち十四世紀に入ってから元弘三年（一三三三）五月末の鎌倉幕府の滅亡に至るまでの鎌倉末期の段階に当たる約三十年間の期間において多数作成され、今日にまで相当数残存している悪党人及び悪行人に対する断罪・処罰請求文書を概観し、それらの主要なものを簡単に紹介して、前掲拙稿における所論を当該時期についても再度確認すると共に、更に進んで、元弘三年夏の鎌倉幕府の滅亡後、短命に終わった建武政権期を経て、所謂南北朝期に入ってから以降、この「向後傍輩」または「傍輩向後」、或いは、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と言う日本中世独特の表現型がどうなっていたのかを瞥見し、南北朝期以後の日本中世後期の社会における、この表現型の使用例の残存の事実を指摘し、併せて、「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉が依然続行されていた事実の存在を指摘したいと考えている。

II. 鎌倉末期（十四世紀段階）の「傍輩」及び「為向後傍輩」・「為傍輩向後」

先ず最初に、十四世紀に入った鎌倉末期の段階の約三十年間の期間において、「傍輩」の語が出て来る資料を『鎌倉遺文』の中から幾つか拾い出して見ることから始めたい。

応長元年（一三一―）十一月の「備前野田荘々官保広申状」（『鎌倉遺文』二四四八〇号）⁽³⁾の中の一箇条には、「傍輩」の語と「且於傍輩百姓等之作稲者」との一節が出ている。この箇条が「保広之作田者」という書き出しで始まっていることを考え合わせると、この申状の中では、申状の作成者である備前国野田庄の庄官保広の傍輩に当たる者が百姓等に他ならないことは、先ず確実に推測できる所ではないかと考えられる。

また、翌応長二年（一三一二。正和元年）三月の「播磨福井庄東保宿院村地頭代澄心陳状」（『鎌倉遺文』二四五五〇号）⁽⁴⁾の中の一箇条は、「傍輩上司職事」との事書を持っている。冒頭の事書部分とこの箇条の記述内容とを照らし合わせれば、ここでの上司職とは、播磨国福井庄東保の預所職を意味すると考えられるから、この場合、陳状作成者の同保宿院村地頭代澄心は、澄心の傍輩即ち同輩に当たる湯浅八郎宗武が、本来は在京人でありながら、厳制に背いて、強く望んで上司の職に当たる同保の預所職に任ぜられた上、数人の紀州の悪行人を率いて荘園現地に乗り込んで来て、百姓の住宅に放火したり、耕作に使役中の牛馬数十匹を奪い取ったり、京都上下のための乗馬や夫駄を駆使したりした所行の数々を僭越な新儀であると主張して、激しく非難しているのであろう。なお、陳状の文末にも、「早被処其身於傍輩上司之罪科」と書かれており、澄心は、湯浅宗武が澄心の傍輩の分際で、望んで上司の職に昇進して澄心を超越した所行につき、罪科を求めている。

付け年号により、それから十年後の元亨二年（一三二二）三月八日のものとされる「伴重方申状案」（『鎌倉遺文』二七九七六号）⁽⁵⁾には、「於隠田事者、傍輩供御人等存知事候」という記載が出ている。ここでは、傍輩と呼ばれているのは、当然供御人等に他ならないと思われる。なお、この文書の内容については、後で再度ごく簡単に触れる。

正中三年（一三二六。嘉暦元年）二月廿二日の「堯円起請文」（『鎌倉遺文』二九三六一号）⁽⁶⁾の中には、「且件夜傍輩皆以同宿、不立去候之条、御力者・成力・兄部皆以存知候歟」と書かれている一節がある。引用文中の「成力」については、『鎌倉遺文』の編者により、「マヽ」と傍注が付されていて、その意義は明確でないが、この文書の場合の傍輩とは、起請文の主題となっている丹波殿殺害事件が発生した当夜における起請文の作成者僧堯円の同宿者であった御力者以下の者達を指していることは、ほぼ確実であろう。

以上の諸例は、応長二年三月の事例を除けば、何れも、傍輩の語が悪党や悪行人とは直接的には関わりがない場合であるが、嘉暦二年（一三二七）五月四日付とされる「東大寺衆議事書案」（『鎌倉遺文』二九八三七号）⁽⁷⁾になると、本文中に明確に「傍輩之悪党」と書かれている。勿論、この事書の場合、〈仲間の悪党〉の意味で、「傍輩之悪党」と書か

れているのであろう。なお、この文書の内容については、後述する所に譲る。

また、元徳三年（一三三一。元弘元年）二月の「尼見考券文紛失状案」（『鎌倉遺文』三一三六八号）⁽⁸⁾には、文書紛失状の末尾の所に、坂上明兼・中原某・坂上明成・中原章敦・中原章香・中原哥世・中原某等の諸官の證判が据えられているが、それと同時に、「云傍輩、云在地人等」、「傍輩證判分明」などの文言を伴っている。ここで使用されている傍輩の語は、この紛失状に證判を据えている坂上氏や中原氏などの諸官が互いに自分の同僚を呼び表すのに使用している言葉として理解すべきであろう。なお、同様の文書紛失状の末尾に諸官の證判が据えられ、「傍輩證判分明」、「傍輩證判明白」などの文言が用いられている事例は、鎌倉幕府が滅亡した直後の所謂建武政権期に至っても、依然見受けられ、元弘三年十一月の「文書紛失状」（『鎌倉遺文』三二七三六号）⁽⁹⁾などの例がある。

こうして数例を挙げて見ると、鎌倉末期に至っても、前掲拙稿で指摘しておいた通り、当時一般に使用されていた傍輩の語には、「悪党仲間」とか、「鎌倉幕府の御家人」などを示す限定的な意味合いは別段含まれていなかったことが確認されるように思われる。

次に、前掲拙稿で指摘しておいた「向後傍輩」または「傍輩向後」、或いは、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」との定型化された表現型について、鎌倉末期に作成された文書中における実際の使用例の中で、管見に入った主なものだけを大体年代順に挙げて見たい。小稿では、原則として、前掲拙稿で打ち切った十四世紀初頭の徳治年間（一三〇六一—一三〇八）以降の時期に属する資料に限定して取り上げ、作成年代順に紹介する。

年次不明であるが、『鎌倉遺文』の編者により、大体徳治三年（一三〇八。延慶元年）頃のものとして推定されている「某書状案」（『鎌倉遺文』二三四一四号）⁽¹⁰⁾は、後半が欠けているが、その冒頭箇所に書き加えられている追申部分には、「於木戸庄路次点定悪行狼籍之帳犯之輩者、為向後傍輩、□□召出、可被行所当罪科了」と書かれている。引用文中の「可被行所当罪科了」の冒頭に書かれている「可」の字は、恐らく衍字であろうと考えられるから、この追申部分には、木戸庄において「路次点定」を始めとする悪行狼籍を働いた「帳犯之輩」即ち張本人が、「向後傍輩」のために、召し出され、既に「所当罪科」に行われた旨書き記されているのであろう。

延慶二年（一三〇九）六月の「山城曾束荘官百姓等重申状」（『鎌倉遺文』二三七二二二号）⁽¹¹⁾の本文末尾の部分には、「且至禅定寺交名人等者、為向後傍輩、欲被処越堺狼籍之罪科矣」と出ている。この申状は、「越堺狼籍」と呼ばれる悪行狼籍を働いたと作成者である山城国曾束庄の庄官・百姓等の側から主張されている「禅定寺交名人等」を、「向後傍輩」のために、罪科に処せられることを同庄の庄官・百姓等が請うている申状である。本文中では、乾元年間（一三〇二—一三〇三）の頃、禅定寺の住人が数百人の大勢を率い、弓箭兵杖を帯びて曾束庄内の大田谷に打ち入り、山の木を伐り取り、炭竈を破損し、在家を追捕し、資財を奪い取り、剩え百姓等を打擲し、刃傷した旨が述べられており、総

中には、「且」の字が入ると推定されている。この推定に従えば、引用部分は、「就添村人中島・今島等濫訴、被番訴陳条、且為傍輩向後、旁難堪次第事」と復元できることになろう。この申状の中では、悪党人や悪行人についての直接的な罪科請求に関しては、一切触れられていないが、文末に「早被停廢村人等不実之奸訴、任道理、欲蒙御成敗」と書かれていることから考えると、ここで添村の村人中島・今島等の不実な濫訴を止めさせておかないと、「傍輩向後」のためにも宜しくない結果に至りかねないとする、申状の作成者清寛の焦燥に駆られた思いは、幾分かは伝わって来るように思われる。

同年十一月四日の「近江葛川明王院行者衆議申状」(『鎌倉遺文』二五〇三三三号)⁽¹⁷⁾では、申状の作成者である近江国葛川明王院の行者は、領内の滝山の大木を度々盗み伐り取ったり、檜皮を取ったり、日頃様々な悪事を重ねて来た源藤五という男が、葛川明王院の法花会に参籠した行者の評定によって一旦は葛川明王院領内からの追放処分を受けていながら、「罪を免除された」と勝手に称して領内に「還住」していることを問題視して、「如此重罪者、無さ右致寛免候者、為向後傍輩、可為軽事之間、速可追放之由、依衆議、仰遣常住候了」と述べている。この引用部分には、〈これ程の重罪を簡単に許してしまうと、「向後傍輩」のために、「軽事」になってしまうから、速やかに源藤五を追放処分にすべきだ〉とする行者側の存念が表明されている。なお、「源藤五縁者請文」(『鎌倉遺文』二五〇一三三三号)⁽¹⁸⁾によれば、件の源藤五は、領内追放処分を受けた上に、縁者からも絶縁されており、源藤五の縁者等は、以後源藤五を家にも入れず、源藤五と音信をも通わせず、源藤五には一切力を貸したりせず、もし葛川の領内で源藤五を目撃することがあれば、至急行者方へ通報することまで、起請文の体裁で固く誓いを立てている。

翌正和三年(一三一四)十月の「山城曾束庄百姓等訴状案」(『鎌倉遺文』二五二八一号)⁽¹⁹⁾は、前述の禅定寺の百姓が数百人の大勢を率いて山城国曾束庄に打ち入り、山の木を伐り取り、百姓二人を搦め取り、追捕以下種々の狼藉を働いた事件の処置について、山城国曾束庄の百姓等が重ねて訴えた訴状であるが、その冒頭の事書で、訴状の作成者である曾束庄の百姓等は、〈禅定寺側が所犯を逐一認めている以上は、日限を指定して、拉致された二名の百姓の身柄と追捕された財物を糺返されたい〉と求めると同時に、「為向後傍輩、欲被行重科」と記しており、「向後傍輩」のためと唱えて、禅定寺の悪行狼藉人等の嚴重な処罰をも併せて請求している。

年次未詳であるが、『鎌倉遺文』の編者によって、正和四年(一三一五)頃のものとして推定されている「丹波大山莊雜掌陳状案」(『鎌倉遺文』二五六七一号)⁽²⁰⁾は、箇条書き式の体裁になっているが、その中の一箇条に、「同百姓等、薪已下雜事、不致沙汰由事」があり、その本文の後半部分は、「是□□□□□権威、得違 勅悪党嚴増之語、令忽緒寺家故欺、為□□□輩、殊可有嚴密之御沙汰者也、所詮、如此悪党同心之族・寺家■■向背之輩、可追出御領内者也」と書かれている。『鎌倉遺文』の編者により、引用文の前の方の

空所の中には、「併仮地頭之」の字が入り、後の方の空所の中には、「向後傍」の字が入ると推定されている。この推定に従って引用部分の空所に字を補えば、「是併仮地頭之權威、得違 勅悪党嚴増之語、令忽緒寺家故歟、為向後傍輩、殊可有嚴密之御沙汰者也、所詮、如此悪党同心之族・寺家■■向背之輩、可追出御領内者也」と復元することができよう。この復元文を見れば、文書作成者である丹波国大山庄の雑掌の側からは、違勅の悪党嚴増と気脈を通じて寺家を蔑如し、寺家を忽諸している「悪党同心之族」と「寺家■■向背之輩」に対しては、「向後傍輩」のために、「嚴密之御沙汰」あって、領内からの追い出しという重い処罰が必要になると認識されていることが分かる。

また、文保元年（一三一七）五月の「東大寺学侶衆徒訴状」（『鎌倉遺文』二六二一一号）⁽²¹⁾の冒頭部分では、住吉大社の神主国冬・同社の社司兵部大輔並びに河内国の住人白井八郎蔵人以下の者が「塔婆造営料所三ヶ津目錢押領咎」によって、東大寺の学侶・衆徒側から「為傍輩向後、召出其身、被処遠流重科」と訴えられている。学侶・衆徒側の主張を額面通りに受け取れば、目錢押領犯の国冬等を召し出して、「遠流重科」に処する目的は、「傍輩向後」のために他ならない。なお、この文書については、後程再び触れる。

同年七月の「近江葛川常住并住人等陳状案」（『鎌倉遺文』二六二九五号）⁽²²⁾での近江国葛川の常住並びに住人等の側の言い分によると、同月十一日、同国伊香立庄の住人が数十人の大勢を引率し、弓箭兵杖を帯びて葛川へ押し寄せ、田畑の作物を苅り捨て、打擲・刃傷などの狼藉に及んだ上、自らの科をごまかすために、「葛川の住人によって負傷させられた」と謀訴にまで及んだが、結局の所で承伏したので、「此上者、早被召出彼狼藉人等、為向後傍輩、欲被行重科矣」と主張している。ただし、この陳状には、端裏書があり、そこには、「此訴状ハ、無動寺円満坊ニアツラエ申て、ツクリテハアレトモ、行者御中へミセマイラセタレハ、キラハセ給て、不上之、然而、後日サイカクノタメニ、取置者也」と注記されているから、実際にこの陳状が陳状の機能を発揮することは遂にないままで終わったと考えられ、この文書の性格の把握については、少し注意が必要とされよう。

この「近江葛川常住并住人等陳状案」と全く同じ趣旨で、同工異曲と言ってもよい文書が、同年八月の「近江葛川常住并住人等陳状案」（『鎌倉遺文』二六三三二号）⁽²³⁾であるが、ここでは、葛川の常住並びに住人等が、前述したのと全く同じ事案について、狼藉人である伊香立庄の庄民を「為向後傍輩、可被処罪科者也」と主張している。しかし、この陳状の場合も、末尾の箇所に「此陳状案文ハ、キラハレテマイラセス」との注記を書き加えてある所からすると、この文書が実際に陳状としての機能を発揮したとは考え難く、この文書の性格の把握に関しては、やはり要注意とすべきであろう。

翌文保二年（一三一八）三月の「近江葛川住人等請文」（『鎌倉遺文』二六六〇九号）⁽²⁴⁾では、同じ近江国葛川の住人等は、同国伊香立庄との間の年来の堺相論で、〈葛川の新在家少々を破却して、木戸を開け〉との仰せを受けたので、不承不承その命令に従ったが、

木戸を開いて見ると、案の定、伊香立庄の庄民が、前年の文保元年十二月廿日、廿一日、廿二日と三日連続して葛川に打ち入り、悪行狼藉を働いたのみならず、更には、同月廿五日に、路上で葛川の住人である松丸を殺害し、同月廿七日には、花折谷で葛川の住人である紀平太・尺迦三郎・乙四郎を殺害し、犬次郎・辰三郎を刃傷した他にも、名前の知れない他所者まで殺害していると糾弾しているが、そればかりか、去る九日、朽木庄から大勢を率いて、葛川内の郷野に押し寄せ、鳥居を伐り捨て、住人等の家内を追捕する「乱入狼藉」を働いたことを訴えている。そして、くかくなる上は、本寺として衆議の上、青蓮院の御所に列参して直訴し、御成敗に預かるべきだ」と主張し、「於伊香立庄悪行土民等者、為向後傍輩、欲被行重科」との要求を掲げて締め括っている。ここでも、この請文の作成者である葛川の住人等の側は、種々の悪行狼藉を働いた伊香立庄の土民等を重科に処せられることを要求するのは、「向後傍輩」のためであると唱えている。

同年同月の「近江葛川常住并住人等請文案」(『鎌倉遺文』二六六一〇号)⁽²⁵⁾も、この「近江葛川住人等請文」と全く同じ趣旨の文書であり、やはり同工異曲としか言いようがないが、請文の作成者は、前述したのと全く同じ事案について、「於伊香立庄悪行土民等者、為向後傍輩、欲被行重科」と前掲資料と全く同じ要求を掲げて締め括っている。

更に、同年同月の「近江葛川常住并住人等申状案」(『鎌倉遺文』二六六二一号)⁽²⁶⁾を見ても、前出の「近江葛川住人等請文」及び「近江葛川常住并住人等請文案」と全く同じ趣旨の請求内容を持つ申状であり、勿論、細部の相違はあるが、やはり同工異曲の文書である。ここでも、葛川の常住並びに住人等は、「於伊香立悪行土民等者、為向後傍輩、欲被行重科」と要求して、「向後傍輩」のための悪行人の罪科請求を掲げている。

同年十月十九日とされている「丹波大山荘百姓申状案」(『鎌倉遺文』二六八一五号)⁽²⁷⁾では、申状の作成者である丹波国大山庄の百姓等の側が、同庄の前雑掌の慈門寺公文・大野三郎以下の者が去年の年貢を偽って寺家に納入しなかった一件について、事の子細を明らかに申すべく参洛を遂げ、西院において問答をしていた時、その百姓等の面前で、件の慈門寺公文・大野三郎等が「放言悪口」を吐き、剩え太刀・刀を抜いて刃傷・殺害にまで及ぼうとした「放言狼藉」を強く非難して、「且為向後傍輩、且任被定置之法、於慈門寺公文并大野三郎以下輩者、不日欲被申行重科」と主張し、「向後傍輩」のために、件の放言狼藉人を速やか且つ厳重に処罰せられることを求めている。

元亨二年十月の「東大寺衆徒解状案」(『鎌倉遺文』二八二一二号)⁽²⁸⁾では、長尾備前房・円了法師祐真・安志卿房・林田能登法橋・堤五郎以下の「名誉悪党人等」が播磨国大部庄で苅田狼藉を働いたことを東大寺の衆徒が非難して、これらの悪党人に対しては、「任文保三年悪党対治之例、欲被断罪」と厳罰を要求した上で、このような悪党を代官として召し使っていた正胤なる人物にも、「為向後傍輩、争不被行悪党扶持之罪科哉」と述べている。この引用文は、反語表現を用いてあるが、「向後傍輩」のためと唱えて、正胤

を「悪党扶持之罪科」に処せられるように請求する趣旨を持つことは疑う余地がない。なお、この解状の中に登場している名誉の悪党人等は、長尾備前房が「平野庄違 勅悪行衾御教書交名人」、円了法師祐真が「改名大夫房、矢野庄衾御教書并海賊田那部入道行蓮之白状人也」、安志卿房が「文保三年悪党退治御使下向之時、所被擲逃之海賊張本也」と言う具合に、各人の名の下に割り注を付して各人の人物像を簡単に説明してある程であり、皆何れ劣らぬ札付きの悪党であることが割り注の注記からもよく伺えるように思われる。

また、嘉暦二年四月廿四日付とされる「東大寺年預五師頼昭書状案」(『鎌倉遺文』二九八二一号)⁽²⁹⁾では、書状の作成者の東大寺年預五師頼昭は、去る二月、伊賀国千戸別所の住人左近入道蓮日・同子息彦三郎が数多の人勢を率いて、故なく同国内保庄に寄せ来たり、一字も残さずに民屋を焼き払う暴挙に出た一件を取り上げているが、後半部分で、「早被経御 奏聞、為傍輩向後、召出其身、可処遠流不返重科之旨、可被成下 綸旨於武家候之様、可令申入給之由、衆議所候也」と述べている。この文書は、表面上は東大寺年預五師頼昭の書状であり、頼昭の私信という体裁を取っているが、引用部分の叙述から判断すれば、〈「傍輩向後」のために、この甚だしい暴挙に出た左近入道蓮日・子息彦三郎の身柄を召し出して、「遠流不返重科」に処すべき旨の綸旨を武家に成し下されるように公家に申し入れる〉とする請求内容については、寺家側において既に衆議一決を見ている所であり、この衆議を本件に関する寺家側の総意と見做して差し支えがないと思われる。

同年十一月六日の「東大寺満寺衆議事書案」(『鎌倉遺文』三〇〇六七号)⁽³⁰⁾は、東大寺の満寺の衆議で決定された事項を箇条書き式に書き表した条々であるが、その最初の箇条では、武家の使者である伊賀国の守護代の常茂と服部右衛門太郎入道持法等が、あろうことか、悪党を「引汲」即ち支援⁽³¹⁾しているために、同国黒田庄の悪党である覚舜・清高・道願・仏念以下の者の悪行が断絶せず、悪党が仏事・神事の要劇を一切打ち止めているので、当年の八幡宮の転害会以下の不可欠の行事を営むにも事欠いている状態である由を述べ、「然者、為向後傍輩、可行其咎之旨、欲召仰武家矣」と主張して、「向後傍輩」のために、悪党を咎に行うべき旨を武家に命ぜられるようにと強く要求している。

同年同月十五日の「山城石清水郷民等申状案」(『鎌倉遺文』三〇〇七六号)⁽³²⁾の場合は、申状の作成者の山城国石清水郷の郷民等が、米座土倉が石清水八幡宮境内の麴室に勝手に住所を構えて、勝手に麴の売買を始めたことを咎めて、件の室屋を破却せられるように求めると共に、「為向後傍輩、欲被行自由狼藉之咎」と主張して、「向後傍輩」のために、勝手に麴売買を始めた米座土倉を「自由狼藉之咎」に行われるように求めている。

また、元徳二年(一三三〇)三月の「東大寺衆徒等申状案」(『鎌倉遺文』三〇九九四号)⁽³³⁾の冒頭の事書では、申状の作成者である東大寺の衆徒等は、伊賀国黒田庄の悪党盛俊・禅道以下の交名人を遠流の重科に処せられることを求めると同時に、「於本御使服 右門太郎入道持法・守護代常茂等者、為傍輩向後、被処罪科」ことを併せ要求してい

る。ここで単に所謂黒田悪党ばかりでなく、武家の両使である同国守護代常茂と服部右衛門太郎入道持法までもが、「傍輩向後」のために、罪科に処せられるように要求されているのは、前述した通り、両使の常茂と服部持法の両名が実は黒田悪党を引汲しているのではと疑われていたからである。この件については、後程また少し触れるが、このように武家の両使の処罰についてまで、「為傍輩向後」の表現型を当て嵌めて用いている所からすれば、この事例一つに照らして見ただけでも、当時傍輩の語義が「悪党仲間」の意味に狭く限定されていたとは限らないと推論することには十分な妥当性があると言えよう。

同年同月の「東大寺衆徒等庭中申状土代」（『鎌倉遺文』三〇九九五号）⁽³⁴⁾では、東大寺の衆徒等は、前出の伊賀国黒田庄の悪党覚舜・清高・道願以下の流人等が一旦は備後・備中・備前・丹後・因幡などの諸国に配流されていながら、国々の預人等が「耽悪党之賄賂、令放免彼等之故」に、本国に舞い戻って、「城櫛」を構え、いよいよ悪行に励んでいる有様であるから、その身柄を召し出して、傍例に任せて遠流の重科に処せられることを求めると同時に、「至預人等者、為傍輩向後、欲被処罪科矣」との要求をも併せて持ち出している。ここでは、単に配流先から本国に舞い戻って悪行を重ねている黒田悪党覚舜以下の者を厳重に処罰するように求めるばかりでなく、それと同時に、配流された悪党人から賄賂を受け取って、悪党人を見逃してやっている預人等までも、「傍輩向後」のために、罪科に処すべしと要求している。ただし、この申状の冒頭箇所には、「不用之」と付記され、末尾箇所には、「庭中無之」と付記されているから、この申状は、庭中申状の土代として作成されたものの、実際には使用されなかったらしく、この文書の性格の把握については、要注意であろう。尤も、ここでも、申状の作成者側が「為傍輩向後」の表現型を使っているのは、直接黒田悪党の覚舜以下に関してではなく、預人等の処罰についてであるから、この用例に照らして見た場合にも、傍輩の語義は、決して「悪党仲間」の意味に限定されていなかったと考えられる。なお、この文書についても、後で触れる。

同年同月の「肥後宮地村地頭仏意陳状案」（『鎌倉遺文』三〇九九六号）⁽³⁵⁾の冒頭の事書部分では、肥後国天草郡宮路村の地頭仏意が、兵藤左衛門入道弘円が幾つもの領地を掠め取り、仏意の相伝している塩屋を競望し、得宗領を私領と称し、更に所領を手に入れるべく奸訴を致している等の悪行を重ねていることを糾弾した上で、「被経関東御注進、為傍輩向後、欲被行其咎」と要求している。真偽の程については定かではないが、ここにおいても、「傍輩向後」のために、他人の所領を掠め取った上、奸訴を致す等の悪行に耽っている悪行人兵藤左衛門入道弘円を然るべく処罰せられたいとの要求が見出される。

同年六月の「東大寺衆徒僉議事書土代」（『鎌倉遺文』三一〇八五号）⁽³⁶⁾は、前欠文書ではあるが、前出の伊賀国黒田庄の悪党の断罪請求に関わる内容を持ち、事書の作成者の年預五師顕覚は、先ず、〈当国や隣国の諸人の所領を悪党が押領している現状は、単に国中の狼藉であるだけに止まらず、殆ど「天下之珍事」の域に達している〉と述べて、寺家側

が抱いている危機感を表明し、「是併守護人悪党同心故也」と断定した上で、「所詮早於守護并持法者、為向後傍輩、被改其職、被処罪科」ことを要求している。これも、前掲の黒田悪党の糾弾に関わる諸資料と全く同じ趣旨の文書であることは明らかであるから、ここで使用されている「為向後傍輩」との表現型は、悪党の召し捕り即ち悪党の逮捕に当たるべき武家の両使や守護人の処罰に関して使用されているものに相違ない。従って、この文書の用例に照らして見ても、やはり、傍輩の語は、特に「悪党仲間」の意味に狭く限定された一義的な意味合いなどは全く持たされていないと判断して差し支えないであろう。

そして、周知の通り、元弘元年八月下旬に至って、後醍醐天皇が突如京都を出奔し、笠置山に立て籠もって、鎌倉幕府に敵対して謀叛を起こしたことから、「元弘の乱」が勃発し、ここに至って、時代の動きが急速に加速され、政治情勢を始めとする日本中世社会の諸般の情勢は、以後大きく変化を遂げ始めたが、古今未曾有の規模を有する戦乱が目まぐるしく続く激動期に突入した元弘二年（一三三二）に至ってもなお、作成される文書中における「向後傍輩」または「傍輩向後」、或いは、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」の表現型の使用例は、依然として認められ、完全に跡を絶つには至らなかったのである。

例えば、同年三月の「東大寺衆徒申状案」（『鎌倉遺文』三一七一二号）⁽³⁷⁾の長々しい表題の中では、前出の摂津国三箇津の商船の目銭について、東大寺の衆徒は、住吉大社の競望を非難して、「早被召返所被下件社 院宣、為傍輩向後、被処彼社務於罪科」ことを強く要請している。その上、本文の中でも、「所詮、急被召返所被下彼社之 院宣、当寺之管領不可有相違之由、被下安堵 勅裁之後、於彼社務者、為傍輩向後、欲被処罪科」と述べており、表題での要請と全く同じ趣旨の要求が繰り返されている。この申状では、少なくとも表面上は、悪党への罪科請求については一切触れられていないから、文面から解釈する限りでは、ここで使用されている「為傍輩向後」との表現型は、件の目銭について競望をした住吉大社の社務の傍輩の向後のためと言う意味に解釈するのが、一応自然且つ無難な解釈であろう。なお、この文書は、『中世法制史料集・第一巻・鎌倉幕府法』の中でも、参考資料第五五号「文永以後新関停止事」⁽³⁸⁾として、部分的に掲出されている。

以上、本節では、鎌倉時代末期の十四世紀前半の段階の約三十年間の期間に作成された文書中における「向後傍輩」または「傍輩向後」、或いは、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と定型化された表現型の使用例の主なものを大体年代順に並べて紹介し、概観して見た。勿論、全ての使用事例を網羅できている訳ではなく、筆者の見落としも多々あるだろうが、当該時期を通じて、「向後傍輩」または「傍輩向後」、或いは、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と定型化された表現型が悪党人や悪行人への罪科請求文書の中で使用される頻度が決して小さくなかったことを伺うには、十分足りるのではないかと思う。本節での叙述により、当該時期の悪党人や悪行人への罪科請求文書の中で、「為向後傍輩」若しくは「為傍輩向後」と定型化された表現型が使用される場合には、殆ど例外なしに、何ら

かの悪行を働いた当の悪党人や悪行人に対して何らかの然るべき罪科や処罰を科することを要求する罪科請求文言と組み合わせて、一体化して使用される慣例が出来上がっていて、それが鎌倉末期当時のこの種の文書の作成の際における通例として確立されていたことを確認できたと考えるが、その点を確認できたとすれば、差し当たり十分であろう。

Ⅲ. 「向後」・「傍輩」の「懲肅」

次に、鎌倉末期の約三十年間の当該時期において多数作成された悪党人や悪行人への罪科請求文書の中でも、「為向後傍輩」及び「為傍輩向後」の何れの文言の中にも含まれている「向後」及び「傍輩」の各語が、前掲拙稿で推定し、且つ指摘しておいた〈「向後」・「傍輩」を「懲肅」する〉という目的に関わらせて使用されていた事例が確かに存在することを、当該時期における幾つかの実例を挙げて裏付けて見たい。

先ず、当該時期において作成された多数の罪科請求文書の中で、悪党人や悪行人への厳しい処罰を請求する目的となっているのが、「向後傍輩」または「傍輩向後」を「懲らす」こと、或いは、「向後傍輩」または「傍輩向後」を「懲肅する」ことにある旨を直接明記してある事例を少しばかり挙げておくことにする。

延慶二年四月の「大和山口荘雑掌陳状案」（『鎌倉遺文』二三六八〇号）⁽³⁹⁾では、陳状の作成者大和国山口庄の雑掌が、俊覚僧都が謀書を構え出して非分の濫訴に及んでいる有様を訴えて、俊覚僧都を「召行謀書重科、被懲向後傍輩」ことを求めている。なお、この俊覚僧都の謀書の一件については、前掲拙稿でも、ごく簡単に言及しておいた。⁽⁴⁰⁾

また、前節で既出の文保元年五月の「東大寺学侶衆徒訴状」（『鎌倉遺文』二六二一一号）⁽⁴¹⁾の本文の文末に近い箇所には、「至国冬并兵部大輔等者、依悪党同意之咎、被解官所職、被処遠流不返之重科者、向後傍輩之懲肅、天下静謐之上計、何事可過之哉」と書かれており、「悪党同意之咎」を犯した者に対して「遠流不返之重科」という重い処罰を請求する目的が、「天下静謐之上計」と並んで、「向後傍輩之懲肅」という所にこそ見出されるべきものと当時考えられていたということが明らかに示されている。

更に、文保三年（一三一九。元応元年）六月の「近江葛川常住并住人等申状案」（『鎌倉遺文』二七〇六四号）⁽⁴²⁾は、前述の葛川の常住並びに住人等が、前述した伊香立庄の住人等との長期に亘る確執から、伊香立庄の住人等によって繰り返される濫妨狼藉や、葛川の住人の殺害や、葛川の住人の刃傷や、山賊行為や、「追落」その他の盗犯等々、悪行の数々を並べ立てて訴えた申状であるが、本文中に「御門跡領之狼藉、為懲向後傍輩、何無厳密之御炳誠哉」と述べた箇所がある。この引用部分は、反語表現且つ婉曲表現になっているが、ここで婉曲に「厳密之御炳誠」と言われているのは、本文末尾で「所当之重科」と言い直されていることと実質上同じことであると考え得る。また、引用文中の「懲」の

字は、「懲」の誤記と考え得るから、結局この引用文については、「向後傍輩」を「懲らす」ために、悪行人に対する「所当之重科」の請求を述べたものであり、一種の罪科請求文書の要求の中心眼目となる部分として理解できよう。

元亨元年（一三二一）七月の「某申状写」（『鎌倉遺文』二七八一八号）⁽⁴³⁾の冒頭には、「此前可有之」と付記されているから、この申状は、前欠文書であり、それ故文意が判明しないが、それでも、「隠田之科」が問題とされていることは十分に伺える。その末尾部分には、「被懲向後傍輩」と記されており、文中には、「凡当職補任既雖及三箇年、不及一塵弁之条、重科無比類」などと書かれているから、些か不明確な点を残すものの、この申状は、「向後傍輩」を「懲らす」ために、「隠田之科」を犯した者に対して罪科を科することを求める罪科請求文書の一種と推定することができると思う。

次に、「為向後」などと「向後」が明記されている類似の事例を垣間見ておこう。

十四世紀初頭の時期まで少し溯るが、嘉元四年（一三〇六、徳治元年）十一月の「大和春日社司氏人申文」（『鎌倉遺文』二二七八一号）⁽⁴⁴⁾では、大和国春日大社の社司・氏人等が、巫女梅王の息女多聞と舎兄弁寛等が「神木狼籍」及び「神館乱入」の重科を犯した廉により、その身柄を召し出して禁獄せられること及び彼等に懸けて大祓を行われることなどを要求しているが、これらの処置を実施することにより「被鎮向後悪行」ことを請うて、表題部分を締め括っている。ここでは、直接的に「為向後」とは言われていないが、「向後悪行」の発生を鎮めようとする趣意に照らして考えれば、この申文も、「為向後」と非常に類似性の強い表現を使っている一例であると言うこと位はできよう。

また、徳治二年（一三〇七）九月十四日に到来したと付記されている「山城曾束莊雑掌訴状」（『鎌倉遺文』二三〇四六号）⁽⁴⁵⁾は、前出の山城国曾束庄と同国禅定寺との堺相論に関わるものであるが、本文の末尾部分で、「如元停止禅定寺住人等之自由乱入、於交名人等者、為向後殊被処嚴科」と主張している。この訴状でも、「向後」を「懲らす」と明記してある訳ではないが、「為向後」と明記されているのは確かであり、向後のために、交名人等を嚴科に処せられることを請うている所からすれば、ここでの請求趣旨は、「向後」を「懲らす」旨の明記のある場合のそれと全く同様であると理解して差し支えあるまい。

徳治三年二月廿三日の「良覚書状案」（『鎌倉遺文』二三一八三号）⁽⁴⁶⁾では、筆者の僧良覚は、伊勢国度会郡の般若蔵の造営に関して、同月十日、仙算・長祐等が数百人の悪党等を語らい、弓箭兵杖を帯びてこれを壊ち取ろうとしたのを、検非違使弘村等に命じて一旦は悪党等の狼籍を鎮めさせたが、悪党等は、それでもなお猛威を振るい、悪巧みを止めようとはしないので、「為向後、尤可被行罪科候哉」と述べている。この引用部分に関しては、『鎌倉遺文』の編者は、「罪」の字と「候」の字の間に傍注を付して、「科脱力」と記している。この推定に従えば、引用部分は、「為向後、尤可被行罪科候哉」と修正できることになる。この文書は、僧良覚の書状ではあるが、筆者良覚が悪党の働いた悪行狼籍につ

いて、「為向後」に、悪党等を罪科に処することが必要になるとの認識を示している点からすれば、その執筆の趣意においては、正面から「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と唱えて、悪党の罪科請求文言と組み合わせて書かれている同時代の他の多くの訴状や申状などの場合と全く同様の性格を持っている文書の一種と考えることができよう。

同年三月八日の「行悟書状写」(『鎌倉遺文』二三一九四号)⁽⁴⁷⁾も、同じく「仙算・長祐等悪行狼藉事」に言及している僧行悟の書状であるが、ここでも、件の般若蔵の造営のことについては、院宣で確認されているから、「更以理不尽御沙汰など、不可有、雖向後、不可有其儀候、心安可思給候」と述べられている。この書状の場合は、定型化された表現型などは全く見当たらないが、文面から察するに、ここで〈向後といえども、「理不尽御沙汰」などあるはずはないから安心せよ〉とされている「御沙汰」とは、悪党仙算・長祐等の処分に関する沙汰と考えられるから、この引用部分で言及されている内容は、悪党の処罰に全く無関係とも言い切れないので、参考までに紹介した。なお、この書状の筆者行悟が考えている悪党仙算・長祐等の処分とは、具体的には、悪党等の「追出」である。

延慶四年(同年に改元して、応長元年)二月の「東寺下知状土代」(『鎌倉遺文』二四二二八号)⁽⁴⁸⁾は、東寺領大和国平野殿庄の預所と土民との間の条々に亘る相論について、荘園領主の東寺が逐一裁断を示した下知状の土代であるが、その中の「南都御領福基寺召入人事」なる一箇条について、荘園領主の東寺側が示した断案は、「所詮、雖為向後、如然犯科人馳入当庄者、云預所、云土民、相共可送遣他所」というものであった。ここでは、寺家側は、〈向後といえども、もし犯科人が突如平野殿庄に駆け込み、庄内に逃げ込んで来るようなことがあれば、預所・土民が一致協力して、犯科人を他所へ送り遣わす処置を取るようにせよ〉と命じているが、この「雖為向後」のように、「向後」を強調する言い方が当時盛んに行われていたことを示す一例として、最前の事例の紹介と同じく、やはり参考までに取り上げて紹介してみた。

正和五年(一三一六)六月の年紀が書き込まれている「近江葛川行者置文土代」(『鎌倉遺文』二五八七九号)⁽⁴⁹⁾は、前出の近江国葛川の住人が存知すべき条々を葛川の行者が置文の形式で定め置いたものであるが、その中の一箇条に「仲八男事」がある。それによると、〈仲八という男は、源藤五と同様、滝山の材木を盗み取った犯行を逃れ難いので、葛川領内から追い出すことに一旦は衆議一決したが、本人が先非を悔いて、「向後之誠」についての嚴重な起請文を捧げ、「寺中を大いに興隆させるよう努めるから」と嘆願したので、当分の間は、追放処分を見合わせるようになった。これは、仲八の罪を寛宥したということでは全くない〉と述べてあり、続けて、「就之自余之輩、向後之懲肅痛科非歟、恐追出歟、為両様手本、於源藤五男者、永被追出候也、於仲八男者、被処重科者也、於自今以後者罪科歟追出歟者、皆兩種之由可被向後治定事」と記されている。この引用部分の中で、「科非」と書いてある「非」の字には、『鎌倉遺文』の編者により、「罪カ」と傍注を

付してある。この注記に従えば、引用文は、「就之自余之輩、向後之懲肅痛科罪歟、恐追出歟、為両様手本、於源藤五男者、永被追出候也、於仲八男者、被処重科者也、於自今以後者罪科歟追出歟者、皆兩種之由可被向後治定事」と修正できることになろう。「向後之誠」と言われているのは、仲八本人に関することであるが、「向後之懲肅」の方は、「自余之輩」即ち既に葛川領内からの永久追放処分を受けている源藤五及び既に重科に処せられると決定済みの仲八本人以外の多数の者達について考えられていることであり、ここでは、源藤五と仲八を除く自余の者達、換言すれば、「傍輩」が、今後同様の罪を犯した場合、罪科か、追い出しかの両様の処断方法が考えられるが、向後は、全て皆これら兩種の処断方法の内の何れか一つとすることに決定すると述べてある訳である。ただし、ここで「両様」あるとか、「兩種」あるなどと言われている追い出しの処罰と重科（罪科）の処罰とは、実質から見れば、何れも葛川の領内からの追放処分であるから、殆ど実質的な差異のない処罰のようにも思われるので、ここで「両様」とか、「兩種」などと殊更に強調されているのは、単なる修辞に過ぎないと解する余地が少なからずあるようである。

また、付け年号により、元亨二年三月八日付とされる前出の「伴重方申状案」（『鎌倉遺文』二七九七六号）⁽⁵⁰⁾では、申状の作成者の伴重方が、小野山公文安重が莫大な隠田を隠し持っていることを非難して、「為向後、於其身者、可断罪候哉」と主張している。この申状の場合は、「為向後」なる文言が、通例悪党人や悪行人への罪科請求文言と組み合わせて使用される「為向後傍輩」若しくは「為傍輩向後」という表現型の短縮された形で、その代用となる表現としての機能を果たしているのではないと思われる。

次に、今の所は、僅かに一例だけを挙げ得るに過ぎないが、「傍輩」を「懲肅する」旨が明記されている事例を見ると、前出の元徳二年三月の「東大寺衆徒等申状案」（『鎌倉遺文』三〇九九四号）⁽⁵¹⁾の末尾で、武家の両使の服部持法と守護代常茂が黒田庄の現地に入部して黒田悪党盛俊・禅道以下の交名人を召し捕らなければならない使節としての義務を怠っている段について、「於御使如在之篇、為傍輩懲肅、欲被経厳密御沙汰矣」と述べてある例を実例として挙げ得るのである。ここで「厳密御沙汰」を経ると言っているのは、婉曲表現であるが、前述の類例の場合⁽⁵²⁾と同様、然るべき罪科と捉えることができるから、実質上はこれを罪科請求文と見るべきであり、その点については、前引した通り、この申状の事書の末尾部分の「被処罪科」を見ても、明白である。

こうして、当該時期に作成された悪党人や悪行人への罪科を請求する文書の中で、しばしば「向後」を「懲肅」するとか、「傍輩」を「懲肅」するなどと言われているのは、結局の所、如何なる目的を持ってそう言われていたのであろうか。当然生じるこの疑問については、前掲拙稿の中で、筆者なりに一つの見方を提示しておいたが、小稿で紹介して来た諸事例から総合して見ても、その目的とする所については、既に大方判明しているのではないと思われる。その上にまた、管見に入った限りで、少なくとも一点程度は、その

目的とする所を暗示していると考えられる資料を挙げることもできるのである。

嘉暦二年五月四日付とされる「東大寺衆議事書案」(『鎌倉遺文』二九八三七号)は、小稿で既に簡単に触れておいた資料であるが⁽⁵³⁾、それによると、黒田悪党が年来悪行を重ねて来たので、先年、嚴重の起請文と雨の無想の落書に及んで、悪党の張本人が誰かを特定した時、根本の悪党五人の内に、宗覚なる者が加えられた。ところが、悪党を実際に処罰する段になると、この宗覚が除かれてしまったので、悪党の年来の悪行には、遂にその戒めを加えられることがなく、折角の嚴重の起請文も破棄される結果になってしまった旨述べられている。しかし、今ここでは、それに続けて、「於庄民者、失治向後傍輩之悪行之功」と記されている点に注目したい。この引用部分について、仮りに拙い意識を試みれば、〈庄民については、「向後」・「傍輩」が犯しかねない悪行を未然に防止する効果が失われてしまっている〉と現代語訳を施すことが一応可能であろう。この拙訳を採るも可とすれば、「向後」・「傍輩」を「懲肅」するのは、畢竟するに、偏えに「向後傍輩之悪行」の発生を未然に防止するために他ならないと理解できることにはなるまいか。そうすると、この引用部分からは、「向後」・「傍輩」を「懲肅」する目的は、偏えに「治向後傍輩之悪行」ことにこそあると言うことが明らかになると考えることも十分可能であろう。

そして、小稿の主題に関わって来るが、このように「向後」・「傍輩」を「懲肅」と言われている場合の「懲肅」とは、当該時期においてもやはり、前掲拙稿で指摘しておいた⁽⁵⁴⁾通り、「向後」・「傍輩」を〈見懲らし〉にする一般予防手段に他ならなかったと考えられるのである。当該時期の文書資料の中では、この「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉に関連するものとして、差し当たり次の三点の資料を挙げるができると思う。

嘉暦二年五月の「東大寺衆徒等申状土代」(『鎌倉遺文』二九八四五号)⁽⁵⁵⁾は、東大寺の衆徒等が、前出の黒田悪党覚舜・清高・道願以下の交名人が、武家の使節が現地へ入部した時には、一旦は逐電して姿をくらますが、使節が帰って行くと、本宅に還住し、路次を切り塞ぎ、年貢・課役を打ち止めて、いよいよ盛んに悪行を致している現状を訴え、速やかにその身柄を召し出され、急ぎ遠流不返の重科に処せられることを請求している申状の土代であるが、本文末尾の年号日付の後ろの位置に、本文に追加して書き足された部分があり、その追加部分の中には、「爰円春・宗覚不見懲彼等之先非、同意交名人等、致本所敵対之条、太以奇□也」と書き加えられている。『鎌倉遺文』の编者により、この引用文中の一字分の空所の中には、「怪」の字が入ると推定されているから、この推定に従えば、この引用文は、「爰円春・宗覚不見懲彼等之先非、同意交名人等、致本所敵対之条、太以奇怪也」と復元できることになろう。ここに登場する円春・宗覚の両名は、言うまでもなく、両名共に悪党であるが、両名共に悪党に他ならないことは、宗覚については、最初の「東大寺衆議事書案」の資料の引用に関連して言及したばかりであるし、その上、第一に、この申状の冒頭の事書部分に出ている黒田庄の悪党の連名の記載の傍らに書き足されてい

る「仏念・宗覚・円春・孫五郎入道坊垣外」という連名の追加記載の中に、両名並んで顔を出している所からしても明らかである。従って、この円春・宗覚の両名は、前述した「傍輩之悪党」⁽⁵⁶⁾ということになるだろうが、ここでは、両名共に「不見懲彼等之先非」と言われていることに留意すべきであろう。ここで「彼等」と言われているのは、申状の文脈から判断して、覚舜・清高・道願以下の交名人の黒田悪党を指していると考えられるから、この引用文では、円春・宗覚の両名は、黒田悪党の覚舜等の犯した先非に全然「見懲」りしておらず、本所敵対を致すとは、甚だ「奇怪」であると詰られている訳である。

また、端裏書に嘉暦三年（一三二八）二月十八日付と記されている「東大寺年預所下知状案」（『鎌倉遺文』三〇一四五号）⁽⁵⁷⁾は、東大寺の年預所が、黒田庄における年々の年貢未進や後七日の時の郷夫・伝馬の無沙汰を咎めて、黒田庄の執行・番頭全員に対し、事情の申し開きのために参洛せよと督促している下知状であるが、本文の後半部分では、「悪党人等已応召参対之上者、庄家属静謐、公事課役等任先例、無相違歟之由、相存之処、不見懲悪党之罪責、忽背下知旨之条、其咎不軽者哉」と述べられている。本文の前半部分では、黒田庄における年々の年貢未進や後七日の時の郷夫・伝馬の無沙汰が年預所から厳しく咎め立てられているが、殊に後七日の時の郷夫・伝馬の無沙汰については、「執行・番頭等無沙汰之至也」と強く難詰されている。従って、本文の後半部分で、「不見懲悪党之罪責」として非難されているのが、黒田悪党の傍輩に当たる黒田庄の執行・番頭等であることは、ほぼ疑いがないと言えるであろう。それ故、この引用部分は、鎌倉末期の当時においても、荘園領主側からは、悪党の傍輩は、本来的に、「悪党之罪責」に「見懲」られなければならないものと捉えられていたことをよく伺わせる証拠資料の一つに数え入れ得るものではないかと考えられる。尤も、ここでも、黒田悪党の傍輩に当たる同庄の執行・番頭等は、実際には、「悪党之罪責」に少しも「見懲」りしていないと寺家側から叱責されており、そのためか、寺家側から「忽背下知旨之条、其咎不軽」と詰られている。

また、前出の元徳二年三月の「東大寺衆徒等庭中申状土代」（『鎌倉遺文』三〇九九五号）⁽⁵⁸⁾では、東大寺の衆徒等は、流人となっていた黒田悪党覚舜等が本国に舞い戻り、城郭を構えて、ますます悪行に精を出している状態だと述べた後で、「然間、盛俊以下之輩、知流罪之有名无実事、曾不見懲先非、益悪行放光之条、賢察在暗者哉」と指摘している。引用文中に現れる「盛俊以下之輩」は、前述した例の場合と同様に、流人となった覚舜等の「傍輩之悪党」と考えられるから、ここでは、黒田悪党覚舜等の傍輩に当たる盛俊等は、覚舜等の流罪が実際には有名無実であることを知り、覚舜等が犯した先非に少しも「見懲」りせず、そのために「益悪行放光」有様になったと嘆かれている訳である。

以上に挙げた三点の〈見懲らし〉に関する資料は、何れの例も、「正中の変」（一三二四）後の鎌倉時代最末期に属する資料であり、しかも、三点共に、「不見懲」と打ち消されている例であるには違いないが、鎌倉最末期に至っても、従前通り、悪党の先非や悪党の罪

責は、傍輩を〈見懲らす〉一般予防のためにこそ、厳しく処断されるべきものと考えられるのが通例だったことが、文面と行間からよく伺えると思う。

しかし、これら三点の〈見懲らし〉に関する資料が、三点共に、何れも「不見懲」と否定形で書かれていることには、やはり多少留意する必要があると思われる。一体何故そうなったのかを考えて見ると、第一に思い当たるのは、上掲三点の〈見懲らし〉資料の文面と行間からも伺えるように、一世紀半に亘って続いた鎌倉時代もいよいよ押し詰まって来た最末期の当時の段階では、現実には、公権力殊に武家による悪党処罰の実が殆ど全く上がらなくなるに至っていたからではないかという至極尤もな理由付けである。日本中世史上の常識に属する事実には違いないが、鎌倉時代も末期に至ると、現実には、確かに悪党の逮捕が滞りがちになっていた。そして、それと共に、数々の悪党への罪科請求文書の上で、〈そうなったのも、偏えに悪党捕縛のための使節として武家から荘園現地へ派遣されている両使が、あろうことか、悪党からの賄賂に耽り、悪党捕縛の使節としての職責を果たそうとしなくなり、慢性的な職務怠慢に陥り、有名無実になったからだ〉と大層手厳しく糾弾されるようになった。しかもその上に、〈諸国にいる悪党の預人等も、折角流人となった悪党の身柄を配流先で預かる責任ある身でありながら、これもあろうことか、やはり悪党からの賄賂に耽って、監視が行き届かなくなり、結局悪党を本国に舞い戻らせて、ますます悪行に精進させてしまっている〉と指弾されるようになった。その結果、悪党への罪科請求文書の文面が、従前のように単に悪党人への罪科・処罰を請求するだけに止まらず、それと共に、今度は、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と唱えて、既にその実体が有名無実化していた両使や諸国の預人を改替して、彼等を厳罰に処することまでも併せて要求する文面に切り替わって行く傾向が、顕著に現れ出すのである。この点については、小稿において先に言及した諸資料、取り分け、黒田悪党に関する諸資料の文面と行間からも十分よく伺える所であり、何れも鎌倉時代最末期に属するが、例えば、前出の元徳二年三月の「東大寺衆徒等申状案」(『鎌倉遺文』三〇九九四号)⁽⁵⁹⁾や、同年同月の「東大寺衆徒等庭中申状土代」(『鎌倉遺文』三〇九九五号)⁽⁶⁰⁾や、同年六月の「東大寺衆徒僉議事書土代」(『鎌倉遺文』三一〇八五号)⁽⁶¹⁾などの諸資料は、皆そのように請求内容が切り替わっている実例と見ることができる。しかし、悪党の捕り手自らが現にこのような有様に陥ってしまっていたのでは、悪党捕縛・悪党逮捕の実が上がるはずもなく、悪党逮捕の実が上がらなくなれば、悪党処罰の実が上がらなくなるのは、当然の成り行きと言えよう。こうして、当該時期の最末期には、実際に悪党処罰の実がさっぱり上がらなくなっていたという嘆かわしい実態があったとすれば、本来ならば、逮捕した悪党を厳罰に処することによって、「向後」・「傍輩」を〈見懲らし〉にする一般予防が可能となるはずの所が、実際には、案に相違して、専ら「不見懲」という否定形を使用せざるを得なくなる情けない状態に陥ったというのも、無理からぬ所と言えるのではあるまいか。

以上、本節では、鎌倉末期を通じて、数々の文書の上で、「向後」・「傍輩」の「懲肅」のためと唱えて、「向後」・「傍輩」を〈見懲らし〉にするために、悪党人や悪行人の罪科・処罰が、根気よく、繰り返し要求され続けていた様相を伺って見た。当該時期の最末期に至ると、単に悪党人の本人達ばかりでなく、悪党の捕り手となるべき武家の使節や、流人となった悪党の預人として失態のあった守護や地頭・御家人についてまで、職責懈怠の故を以て、その改替と罪科が要求されるようになって行くが、これは、その当時鎌倉幕府が頓に露呈しつつあった「末期症状」の一つの現れと言っよいのではないかと思う。

IV. 南北朝期以降の「為向後傍輩」及び「向後傍輩之誠」

それでは、元弘三年夏に至り、鎌倉幕府が滅亡して、鎌倉時代が終焉した後になると、「向後」・「傍輩」の「懲肅」、即ち「向後」・「傍輩」を〈見懲らし〉にする一般予防手段は、一体どうなっていたのか。当然生じるこの疑問の点について、次に瞥見しておこう。

日本中世史上の常識に属し、大層よく知られている事実であるが、元弘三年五月に鎌倉幕府が滅亡した後になっても、依然として、悪党は、跡を絶つことがなかった。例えば、後醍醐天皇が伯耆国から京都への帰還を果たした直後の同年六月七日には、越前国の三国湊で強盗・殺害・刃傷の罪を犯した悪党人が、実に二十人にも上って、悪党交名注文に列記されることになった。⁽⁶²⁾ また、同年七月三日にも、若狭国国富庄の地頭職について、悪党の濫妨を止め、所務を全うせよと命ずる後醍醐天皇の綸旨が出されている。⁽⁶³⁾

厳密には、建武政権期に属すると言うべきであろうが、こうして、所謂南北朝期に至っても、悪党が跡を絶つことはなく、悪党による悪行狼藉は、なおも盛んに発生し続けていたから、悪党に関する「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉による一般予防もまた、存続して行かざるを得なくなった。尤も、短命に終わった建武政権期や、その前後の「元弘・建武の大乱」の時期には、日本の中世社会全体が、史上未曾有の大動乱の渦中に巻き込まれることとなって、有名な「二条河原落書」の中で擲揄されて人口に膾炙しているように、京都ばかりでなく、中世の日本全国が「自由狼藉」の世界と化して、日夜物情騒然たる状況であったということは確かであるから、小稿で前述したように、前代末期以来その効果の程が随分疑わしくなっていた「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉などという一般予防の方法が顧みられるだけの余裕は、当時余りなかったようである。しかし、凄まじい大乱が一段落して、全国を巻き込んでいた争乱状態が漸く終熄に向かい出し、足利尊氏が室町幕府を開創することによって、北朝の公家勢力と結んだ室町幕府が新たな支配層であることが一応確定され、日本の中世社会が再び安定化へ向かい始めると、悪党に関する「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉による一般予防も、それに伴って息を吹き返して来たのである。

室町幕府の支配体制が確立して行く中で、悪党に関する「向後」・「傍輩」の〈見懲ら

し) がお存続していたことを端的に物語っている当該時期の資料の一例としては、例えば、貞和二年(一三四六)八月の伊勢国蘇原御厨の雑掌覚重による庭中言上状を挙げることができる。これは、『中世法制史料集・第二巻・室町幕府法』の中に、参考資料第三三号「不尋究当知行実否者不可沙汰居事」⁽⁶⁴⁾として、その一部が掲載されている文書であるが、吉田入道中納言家の家領である伊勢国蘇原御厨の雑掌覚重が捧げた庭中言上状であり、その長々しい事書によると、凡そ次のように述べられている。〈当御厨は、吉田中納言に至るまで、数代の御相伝、御知行に相違のない土地である。このことは、当御代の勅裁並びに武家の厳密の御判の御教書、執事の奉書以下の文書に分明である。ところが、今や、幸徳丸と称する者が去月廿五日の武家の奉書並びに今月三日の守護の施行状を帯び、その上、去る十一日に、守護の両使の武藤七郎左衛門尉・石田八郎の二人が幸徳丸の代官を庄家に沙汰し居えて、当方の雑掌を追い出すという言語道断の有様である。去月廿四日に、上杉蔵人入道が他界されたので、その日から御沙汰が停止されているのか、同廿五日の御教書で御沙汰を止められている最中である。しかも、頭人の伊豆守は、軽服によって籠居されている所である。旁以て不審である。就中、現在では、「被沙汰居雑掌段、不被尋究当知行実否者、不可被沙汰居」由、その法を定められている。よって、院宣を下賜されている土地では、尚更のこと、無闇に雑掌を沙汰し居えられたりはしないのである。ところが、幸徳丸に限っては、事の由を問うこともなく、沙汰し居えられるというのは、また以て堪え難い次第である〉、このように述べた後で、「引率自国他国悪党数百人、追捕民屋、苜取作稻、及種々悪行狼藉、希代珍事也」とその悪行を糾弾し、「不日召返去月廿五日御教書、於幸徳丸者、被行奸訴罪科、至入部悪党等者、為向後傍輩、悉召捕其身、可処重科旨、厳密被仰守護」ことを求めている。そして、本文中でも、事書と同じ趣旨の主張を繰り返した後で、「所詮、不日被召返去月廿五日御教書、於幸徳丸者()被行奸訴之罪科、至入部悪党等者、為向後傍輩、悉召捕其身、可処重科之旨、厳密為被仰守護、庭中言上如件」と事書部分の引用文中に出ているのと殆ど同文の請求内容を繰り返して締め括っているのである。

この庭中言上状の引用部分に限って見ただけでも、「為向後傍輩」と定型化された表現型は、悪党への罪科請求文言と組み合わせて使用されていることが明らかであり、前代末までに多数の悪党人への罪科請求文書において使用されていた定型的な表現型と全く軌を一にしている。従って、鎌倉幕府の滅亡後に至ってもなお、「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉を目的とする「為向後傍輩」若しくは「為傍輩向後」との定型的な表現型がその命脈を保っていたという事実をほぼ確実に推定できることになるのである。これは、前述したように、南北朝期以降の時期においても、悪党がおお多数残存していて、依然様々な悪行狼藉を繰り返しており、しかも、新たな悪党さえ発生して来ていたことから、悪行狼藉は、遂に止むことがなく、その当然の帰結として、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」

と定型化された表現型の方も生き延びて行く結果になったと考えることができよう。

しかし、ここで一つの疑問に行き当たる。従来、これもやはり、日本中世史上の常識に属する事実とされて来た所であり、大層よく知られている事実の一つではあるが、南北朝期の後半以降の時期になると、悪党が文書や記録などの資料の上から急速に姿を消して行き、それ以後は、悪党が資料上に現れることも滅多になくなったと言われている。しかし、それでは、南北朝期の後半以降の時期に至ると、悪党が文書や記録の上から消滅して行ったのに伴って、「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉を目的とする「為向後傍輩」または「為傍輩向後」と定型化された表現型の方も、最早全く御用済みとなって、文書や記録の上から全く姿を消し去り、完全に跡を絶つことになったと考えてよいのであろうか。

貞和二年から凡そ一世紀が経過した後の室町時代中期に当たる嘉吉三年（一四四三）十二月九日付の『康富記』の記事の一節⁽⁶⁵⁾には、「自賀茂上野彦三郎許、来年々貢分借物百疋□到来、自北野西京隼人町、各地子壹貫二百七十五文到来、十月廿一日毎年所納也、而今年其時分北野有閉籠事、于今無沙汰也、或語云、頃来佐々木京極内者よこ有訴訟事之処、京極不裁許之間、立入八幡宮令閉籠之間、自管領可令落居之旨有成敗、出自石清水出京了、管領被成御教書之間、於訴訟者令落居、雖然為向後傍輩之誠、自京極方申付令切腹云々」と記されている。引用部分の大意を取れば、〈賀茂の上野彦三郎の許から、来年の年貢の分の借物百疋□が送られて来た。北野と西京隼人町から、それぞれ地子一貫二百七十五文が送られて来た。例年であれば、十月廿一日に納めている所である。しかし、今年は、丁度その時分には、北野で閉籠⁽⁶⁶⁾の事件が持ち上がっていたせいで、今まで無沙汰になっていたのだ。ある人が語って言うには、近頃、佐々木京極氏の家中の者で「よこ有」なる者が嘆願するということがあったのだが、主人の京極は、それを取り上げて許可しなかったので、憤ったよこ有は、石清水八幡宮の境内に立ち入って、閉籠してしまった。しかし、管領より「本件を落着させよ」との裁断があったので、よこ有は、石清水から出て、京に出て来た。管領が御教書を発給されたので、よこ有の嘆願の件については、一件落着した。ところが、それにも拘らず、「向後傍輩之誠」として、京極の方から申し付けて、よこ有に切腹させてしまったそうである〉という具合になろう。この場合には、佐々木京極氏の側からは、家来の「よこ有」なる者によって犯された石清水八幡宮への閉籠行為が切腹に値する悪行と認識され、「向後傍輩之誠」として、よこ有本人に切腹を申し付けたと言うのである。この事例を見れば、従来、悪党が文書や記録の上から消滅したと言われて来た十五世紀の室町時代中期頃に至ってもなお、「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉による一般予防が途絶えることなく、続行されていたことがよく分かる。

V. 終わりに

以上、小稿においては、前掲拙稿で検討した元寇以後の鎌倉時代後期に引き続いて、十四世紀段階の鎌倉時代末期以降の時期における「向後」・「傍輩」の「懲粛」、即ち「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉の様相を概観して見た。その結果、前掲拙稿で指摘しておいた「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉は、基本的には、鎌倉末期を通じて、特に変化を蒙ることなく、悪党人や悪行人についてそのまま続行されていたと考えられるが、小稿での検討結果からも明らかになったように、鎌倉時代の最末期に至ると、悪党逮捕の実が失われて行くにつれて、悪党処罰の実が失われて行き、悪党処罰の実が全く失われて行くに従って、「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉による一般予防の効果は、急速に薄れて弱まって行き、遂には殆ど有名無実化してしまうに至っていたということを付言しておく必要がある。この〈見懲らし〉による一般予防の効果が著しく低減した現象を鎌倉幕府の滅亡の一要因に数えることは、流石に躊躇されるが、先に一言言及したように、当時鎌倉幕府が呈しつつあった「末期症状」の一つの表れの内に数え入れることは、十分許されるであろう。

しかし、それから後、時代が大きく移り変わって、所謂南北朝の激動期に突入しても、当初の間は、前代末以来の多数の悪党がそのまま全国に残存していたから、悪党による悪行や狼藉は、一向に止むことがなかった。それ故、短命に終わった建武政権期や、その前後の戦乱の打ち続く「元弘・建武の大乱」の時期においては、「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉による一般予防が一時中絶していたように見えても、前節で垣間見たように、結局は「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉による一般予防が復活を見たのは、ある意味で当然の成り行きであったとも言える。ただし、更にその後、「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉が悪党と運命を共にしたと断定することまではできない。前節で取り上げて紹介したように、日本中世史上の常識の一つとして、その時期以降に至ると、文書や記録の上からは悪党がほぼ完全に姿を消したと言われている南北朝期の後半期より更に半世紀以上後に当たる、十五世紀中葉の室町時代中期の頃に至っても、「向後傍輩之誠」が依然続行されていたという事実一つを取って見れば、そのことは、十分よく頷かれる所ではないかと思われる。しかし、それでは、従来、常識的にしばしば言われて来た「悪党の消滅」後の十五世紀の室町時代中期に至っても、「向後」・「傍輩」の〈見懲らし〉の方は、記録の上から消え去ることなく、永く存続して行ったのは、何故であろうか。この大きな疑問の点についての検討及び考察は、また別の機会に譲ることとして、小稿は、一先ずここで擱筆することとしたい。

注

- (1) 拙稿「鎌倉期悪党禁令中に現われる「傍輩」の語義の再検討」(共栄学園短期大学研究紀要第22号所収)、2006、1～26頁。
- (2) 注(1)所引の拙稿の中で、特に第V節〈「為傍輩向後」・「為向後傍輩」の意図するもの〉、16～20頁、及び同じく拙稿中の第VI節〈終わりに〉、21・22頁。
- (3) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十二卷』(東京堂出版)、1987・1・10、86～89頁、二四四八〇号「備前野田荘々官保広申状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (4) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十二卷』(東京堂出版)、1987・1・10、129～131頁、二四五五〇号「播磨福井荘東保宿院村地頭代澄心陳状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (5) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十六卷』(東京堂出版)、1988・6・5、184頁、二七九七六号「伴重方申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (6) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十八卷』(東京堂出版)、1989・2・20、57・58頁、二九三六一号「堯円起請文」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (7) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十八卷』(東京堂出版)、1989・2・20、251頁、二九八三七号「東大寺衆議事書案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (8) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第四十卷』(東京堂出版)、1989・10・10、200・201頁、三一三六八号「尼見考券文紛失状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (9) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第四十二卷』(東京堂出版)、1991・7・25、63・64頁、三二七三六号「文書紛失状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (10) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十卷』(東京堂出版)、1986・3・5、339・340頁、二三四一四号「某書状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (11) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十一卷』(東京堂出版)、1986・9・30、151・152頁、二三七二二号「山城曾束荘荘官百姓等重申状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (12) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十二卷』(東京堂出版)、1987・1・10、67・68頁、二四四三六号「大和深野名雑掌百姓申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (13) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十二卷』(東京堂出版)、1987・1・10、124頁、二四五三五号「東大寺年預実専申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (14) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十二卷』(東京堂出版)、1987・1・10、128・129頁、二四五四九号「東大寺衆徒申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (15) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十二卷』(東京堂出版)、1987・1・10、169～171頁、二四六二七号「後宇多上皇院序下文」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (16) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十二卷』(東京堂出版)、1987・1・10、335・336頁、二四九六七号「清寛申状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (17) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十二卷』(東京堂出版)、1987・1・10、

- 360頁、二五〇三三三「近江葛川明王院行者衆議申状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (18) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十二卷』(東京堂出版)、1987・1・10、351・352頁、二五〇一三三「源藤五縁者請文」を参照。
- (19) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十三卷』(東京堂出版)、1987・5・10、74・75頁、二五二八二一「山城曾束荘百姓等訴状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (20) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十三卷』(東京堂出版)、1987・5・10、249・250頁、二五六七一一「丹波大山荘雑掌陳状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (21) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十四卷』(東京堂出版)、1987・9・5、160～162頁、二六二一一一「東大寺学侶衆徒訴状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (22) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十四卷』(東京堂出版)、1987・9・5、196・197頁、二六二九五五「近江葛川常住并住人等陳状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (23) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十四卷』(東京堂出版)、1987・9・5、212頁、二六三三二二「近江葛川常住并住人等陳状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (24) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十四卷』(東京堂出版)、1987・9・5、337・338頁、二六六〇九号「近江葛川住人等請文」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (25) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十四卷』(東京堂出版)、1987・9・5、338・339頁、二六六一〇号「近江葛川常住并住人等請文案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (26) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十四卷』(東京堂出版)、1987・9・5、342・343頁、二六六二一「近江葛川常住并住人等申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (27) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十五卷』(東京堂出版)、1988・2・5、31・32頁、二六八一五号「丹波大山荘百姓申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (28) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十六卷』(東京堂出版)、1988・6・5、288・289頁、二八二一二号「東大寺衆徒解状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (29) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十八卷』(東京堂出版)、1989・2・20、246頁、二九八二一「東大寺年預五師頼昭書状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (30) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十八卷』(東京堂出版)、1989・2・20、353・354頁、三〇〇六七号「東大寺満寺衆議事書案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (31) 「引汲」の意味として「支援」と現代語訳するに当たっては、日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典〔縮刷版〕第一巻』(小学館)、1979・10・20、1138頁の「いんぎゅう」の項に出ている「訴訟のときに、弁護すること。論争の時など、支援すること。」との語義を参照した。
- (32) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十八卷』(東京堂出版)、1989・2・20、357・358頁、三〇〇七六号「山城石清水郷民等申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (33) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第四十卷』(東京堂出版)、1989・10・10、22頁、三〇九九四号「東大寺衆徒等申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、

適宜体裁を変更した。

- (34) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第四十卷』（東京堂出版）、1989・10・10、22・23頁、三〇九九五号「東大寺衆徒等庭中申状土代」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (35) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第四十卷』（東京堂出版）、1989・10・10、23～28頁、三〇九九六号「肥後宮地村地頭仏意陳状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (36) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第四十卷』（東京堂出版）、1989・10・10、65・66頁、三一〇八五号「東大寺衆徒僉議事書土代」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (37) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第四十一卷』（東京堂出版）、1990・6・25、47～49頁、三一七一二号「東大寺衆徒申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (38) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集・第一巻・鎌倉幕府法』（岩波書店）、1955・10・8、357・358頁、参考資料第五五号「文永以後新関停止事」。
- (39) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十一卷』（東京堂出版）、1986・9・30、94～97頁、二三六八〇号「大和山口荘雑掌陳状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (40) 注(39)所引の「大和山口荘雑掌陳状案」（『鎌倉遺文』二三六八〇号）の内容については、注(1)所引の拙稿の18頁でも、ごく簡単に一言触れておいた。
- (41) 注(21)所引の「東大寺学侶衆徒訴状」（『鎌倉遺文』二六二一〇号）。
- (42) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十五卷』（東京堂出版）、1988・2・5、150頁、二七〇六四号「近江葛川常住并住人等申状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (43) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十六卷』（東京堂出版）、1988・6・5、112頁、二七八一八号「某申状写」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (44) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十卷』（東京堂出版）、1986・3・5、60・61頁、二二七八一〇号「大和春日社司氏人申文」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (45) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十卷』（東京堂出版）、1986・3・5、171・172頁、二三〇四六号「山城曾束荘雑掌訴状」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (46) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十卷』（東京堂出版）、1986・3・5、236頁、二三一八三号「良覚書状案」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (47) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十卷』（東京堂出版）、1986・3・5、242頁、二三一九四号「行悟書状写」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (48) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十一卷』（東京堂出版）、1986・9・30、368～370頁、二四二二八号「東寺下知状土代」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (49) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十四卷』（東京堂出版）、1987・9・5、28～30頁、二五八七九号「近江葛川行者置文土代」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (50) 注(5)所引の「伴重方申状案」（『鎌倉遺文』二七九七六号）。
- (51) 注(33)所引の「東大寺衆徒等申状案」（『鎌倉遺文』三〇九九四号）。
- (52) 注(42)所引の文保三年の「近江葛川常住并住人等申状案」（『鎌倉遺文』二七〇六四号）で見られた「厳密之御炳誠」との婉曲表現についての解釈を参照。

- (53) 注(7)所引の「東大寺衆議事書案」(『鎌倉遺文』二九八三七号)。
- (54) 注(1)所引の拙稿の中では、特に第V節〈「為傍輩向後」・「為向後傍輩」の意図するもの〉、16～20頁で、〈見懲らし〉目的について指摘しておいた。
- (55) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十八卷』(東京堂出版)、1989・2・20、253・254頁、二九八四五号「東大寺衆徒等申状土代」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、適宜体裁を変更した。
- (56) 注(7)所引の「東大寺衆議事書案」(『鎌倉遺文』二九八三七号)参照。
- (57) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第三十九卷』(東京堂出版)、1989・6・20、14・15頁、三〇一四五号「東大寺年預所下知状案」。
- (58) 注(34)所引の「東大寺衆徒等庭中申状土代」(『鎌倉遺文』三〇九九五号)参照。
- (59) 注(33)及び注(51)所引の「東大寺衆徒等申状案」(『鎌倉遺文』三〇九九四号)。
- (60) 注(34)及び注(58)所引の「東大寺衆徒等庭中申状土代」(『鎌倉遺文』三〇九九五号)。
- (61) 注(36)所引の「東大寺衆徒僉議事書土代」(『鎌倉遺文』三一〇八五号)。
- (62) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第四十一卷』(東京堂出版)、1990・6・25、286頁、三二二四九号「越前三国湊悪党注進状」参照。
- (63) 竹内理三編『鎌倉遺文〔古文書編〕第四十一卷』(東京堂出版)、1990・6・25、305頁、三二三二六号「後醍醐天皇綸旨案」参照。
- (64) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集・第二巻・室町幕府法』(岩波書店)、1957・6・29、166・167頁、参考資料第三三三号「不尋究当知行実否者不可沙汰居事」。但し、引用に当たっては、新字体に改め、返り点を全て省略した他、適宜体裁を変更した。
- (65) 増補「史料大成」刊行会編『増補史料大成・第三十七巻・康富記・一』(臨川書店)、1965・9・30、400頁、嘉吉三年十二月九日条。但し、引用に当たっては、新字体に改め、傍注部分を省略し、適宜体裁を変更した。
- (66) 「閉籠」の意味については、日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典〔縮刷版〕第九巻』(小学館)、1981・2・25、613頁の「へいろう」の項に出ている②の語義として、「中世、僧侶・神人などが訴訟するときに示威行為として堂屋や境内にたてこもること。閉門。」とあるのを参照。